

環境影響評価対象事業（最終処分場）の規模の見直し案

1 見直し後の環境影響評価対象事業（最終処分場）の規模

廃棄物最終処分場については、環境影響に対する県民の関心が高く、事業の特性からも環境の保全と創造について、より適正な配慮が行われることが求められる。

現在は、全県域（神戸市を除く）で最終処分場のうち面積 15ha 以上のものを環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）の対象事業にしている。これについて、条例の対象事業（最終処分場）に関し、環境アセス制度の強化を目的に特別地域[※]内の対象事業を新たに設定することとし、以下のとおり見直す。

↓ 新たに設定

区 分	特別地域以外で行う事業	特別地域内で行う事業 （特別地域対象事業）
廃棄物処理施設の 建設（最終処分場）	事業敷地面積 15ha 以上の 新設及び増設	事業敷地面積 10ha 以上の 新設及び増設

※ 条例で、鳥獣保護区、保安林、国立・国定公園、市街化調整区域、風致地区、県立自然公園、緑豊かな環境形成地域など環境の保全と創造について特に配慮すべき地域を「特別地域」と定めている。

2 施行時期等

条例施行規則の改正 : 令和 2 年 12 月（予定）

改正規則の施行 : 令和 3 年 4 月（予定）

※ 一定の経過措置を設ける。